

平成 27 年 6 月 15 日

株主の皆様へ

オリンパス株式会社

## 第 147 期 定時株主総会議案に関する補足について

来る 6 月 26 日に予定しております当社第 147 期 定時株主総会の議案に関しまして、議決権行使助言会社から出されている意見について、改めて株主の皆さまにより正確にご理解をいただくために、提案の背景および当社の考え等につき補足させていただきたく存じます。

### 記

#### 1. 第 3 号議案 取締役 10 名選任の件

このたび、現取締役 13 名から 3 名減員し、新たに 10 名の選任をお願いしております。

当社は、平成 24 年 4 月に発足した新経営体制により、平成 25 年 3 月期を初年度とした 5 年の中期ビジョンを策定しました。投下資本利益率(ROIC)\*、営業利益率、フリー・キャッシュ・フローと自己資本比率を中期ビジョンの経営の評価指標としており、これらを向上させることが株主重視の経営であり、株主価値の増大につながるものと考えています。

これらの評価指標を達成するにあたっては、コーポレート・ガバナンス体制の継続的な強化を図っており、独立社外取締役が半数以上を占める取締役会の適切な監督のもと、当社グループ一丸となって株主価値向上に向けて全力を尽くしております。

事業概況につきましては、主力である医療事業を中心に大変好調であり、当期の営業利益は前期比約 24%増の約 910 億円となり、新体制発足以降、着実に伸張しております。また、株主視点の指標として重要視している ROIC は、当期 8%であり、平成 24 年 3 月期の 2.7%から大幅に向上しております。さらに、自己資本比率は当期 32.9%となり、中期ビジョンの最終年度となる平成 29 年 3 月期の目標水準 30%以上を前倒しで達成しました。

また、当社ではコンプライアンスに関わる責任を明確にすべく、その統括責任者としてチーフコンプライアンスオフィサー(CCO)を任命しているほか、取締役会の諮問機関として独立社外取締役を委員長とし、CCO や外部委員で構成されるコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制の監督および改善の役割を担い、コンプライアンスにかかる事項につき取締役会に報告を行っており、新体制下において、コンプライアンス違反による問題の再発防止のため、徹底した体制整備を行っております。

このように、新体制による当社グループの経営は順調に進捗しており、財務的な課題に一定の目処がついたことから、本定時株主総会の第 1 号議案にてお諮りしておりますように、株主の皆さまによる承認をもって、当事業年度より復配を予定しております。

なお、機関投資家をはじめ多くの株主の皆さまが、経営指標のひとつとして ROE に注目されていることと存じますが、当事業年度においては、特別損失の影響により一時的にマイナスとなっております。しかし、医療事業を中心とした更なる収益性の向上と資本の効率的な活用により、高い ROE の実現を目指していく考えに変わりは無く、次年度についても、「成長性」「効率性」「健全性」を経営方針のキーポイントとして、更なる企業価値の向上を図る所存です。

\*投下資本利益率(ROIC):企業が投下した資本(IC)に対して、どれだけの利益を出せたかを測る指標です。  
当社では右記の前提により算出しています。Return(税引き後営業利益) / IC(株主資本+有利子負債)

## 2. 第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)更新の件

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

とりわけ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、長年培われた技術資産や人的資産を維持し、そのような技術資産や人的資産を中長期的視野で保護育成すること及び顧客とのネットワークを維持・強化・拡大していくこと等に重点を置いた経営が必要不可欠です。

当社株式の大量買付を行う者が、これら当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上するのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

具体的な手順としては、当社株式を20%以上取得する買収提案がなされた場合、株主をはじめとするステークホルダーの皆さまの利益を損なわないか等の観点から、独立性の高い社外取締役1名、および社外監査役2名の社外役員3名で組織する「特別委員会」で検討を行った上で、当社が買収提案者と必要な協議や交渉を行なうという、いわゆる「事前警告型」であります。

買収提案者との協議や交渉の結果、買収提案者の提案が当社の企業価値を損なうものと判断された場合にのみ、特別委員会は買収防衛策の発動を取締役に勧告し、取締役会としてはこの勧告を最大限に尊重し、最終的な対応措置を決定します。当社の取締役会は半数以上を独立社外取締役が占める構成となっており、株主利益を最大限考慮した上で判断を下すことが可能な仕組みとなっております。

なお、本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしています。ただし、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものと定めております。

このように、当社の買収防衛策は中長期的な企業価値をどう守るか、株主共同の利益を損なわないためにどうすべきかという視点で設計されております。

いずれの議案も、7名の独立社外取締役を含んだ13名の現取締役会で充分議論した上で上程しております。株主・投資家の皆さまにおかれましては、何卒ご理解いただき、株主総会における当社議案につきご承認を賜りますようお願い申し上げます。

以上